

特定非営利活動法人 神奈川県臨床細胞学会 定款

令和7年11月15日 制定

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人神奈川県臨床細胞学会と称し、英文名では、Kanagawa Society of Clinical Cytology 略称をKSCCと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区飯田橋三丁目11番15号 6F 株式会社クバプロ内に置く。

(目的)

第3条 この法人は、神奈川県において細胞診に従事する医師、細胞検査士、その他の医療関係者による、細胞診に関する知識と技術の向上、調査研究、普及啓発、連絡、提携及び促進・振興を図る事業を行うことにより、臨床細胞学の発展と普及を図り、得られた知見・知識を広く国民の方々に還元するとともに、その進歩と発展を通して公共の福祉に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 科学技術の振興を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 臨床細胞学に関する学術集会、セミナー、講演会等の開催
- (2) 会誌、図書、ホームページ等による臨床細胞学に関する情報提供
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第 6 条 この法人の会員は次の 3 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同し、入会手続きをお終えた個人

(2) 名誉会員 別途定められた細則に基づき、この法人に対して、永年にわたる顕著な貢献のあった者で、理事会において推薦された個人

(3) 功勞会員 この法人に対して功勞のあった者または学識経験者で、理事会において推薦された個人

2 名誉会員、功勞会員の推薦基準は別に定めるものとする。

(入会)

第 7 条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 会長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第 8 条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき

(2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき

(3) 継続して 2 年以上会費を滞納したとき

(4) 除名されたとき

(退会)

第 10 条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(入会金・会費の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費は、これを返還しない。

第3章 役員等

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 20人以上50人以内

(2) 監事 1人以上3人以内

2 理事のうち、1名を会長とし、2名を副会長とする。

3 副会長は医師、技師より各1名ずつ選出するものとする。

(選任等)

第14条 理事は、理事会において推薦し、総会にて承認する。

2 会長及び副会長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 特定非営利活動促進法第20条各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることができない。

5 監事は、総会で選任する。

6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 会長以外の理事は、法人の業務についてこの法人を代表しない。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること

(2) この法人の財産の状況を監査すること

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

(任期等)

第16条 理事および監事の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 会長副会長の任期は理事の任期と同様、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとする。

4 補欠により就任した役員の任期は、それぞれの前任者の任期の残存期間とする。

5 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決によりこれを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第 20 条 この法人の会議は、総会及び理事会の 2 種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 理事及び監事の選任又は解任、役員の職務及び報酬
- (5) 事業計画及び予算
- (6) 事業報告及び決算
- (7) 解散時の残余財産の帰属
- (8) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回事業年度末日後 3 ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき
- (3) 監事が第 15 条第 5 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき

(総会の招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項 3 号の場合を除いて、会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 60 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 5 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の規定の適用については出席したもののみならず。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数

(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 人が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 31 条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 32 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 理事総数の 3 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第 33 条 理事会は会長が招集する。

2 会長は、第 32 条第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 34 条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第 35 条 理事会は、理事総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

(理事会の議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事出席者数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

3 理事が提案した事項について、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会での表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わること

ができない。

(理事会の議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人が記名押印又は署名しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 理事会の決議があつたものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 5 章 資産

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動法人法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、特定非営利活動法人法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときには、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に規定する法人の中から、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行う。ただし、特定非営利活動促進法第31条の10及び第31条の12の公告は官報に掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第55条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定めることができる。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

会長 宮城 悦子

副会長 梶原 博、古田 玲子

理事 阿部 直也、西尾 由紀子、新井 正秀、磯崎 勝、伊藤 仁、稲山 嘉明、
今井 宏樹、大原 樹、風間 暁男、加藤 一喜、川井 麻衣子、草苺 宏有、
近内 勝幸、佐治 晴哉、島田 直樹、高橋 美紀子、仲村 武、野村 弘行、
藤井 誠志、眞杉 洋平、松島 隆、松永 竜也、森 裕二、森下 明博、
横瀬 智之、吉田 功

監事 上坊 敏子、石渡 仁深

- 3 この法人の設立当初の理事並びに監事の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和8年10月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和8年8月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の会費は第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員（医師） 4,000円
 - (2) 正会員（その他） 3,000円
 - (3) 名誉会員 0円
 - (4) 功労会員 0円

役員名簿（役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

特定非営利活動法人 神奈川県臨床細胞学会

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

- 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）
- 各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役名	(フリガナ)	報酬の有無	役職名等
		氏名		
1	理事	ミヤギ エツコ	無	会長
		宮城 悦子		
2	理事	カジワラ ヒロシ	無	副会長
		梶原 博		
3	理事	フルタ レイコ	無	副会長
		古田 玲子		
4	理事	アベ ナホヤ	無	
		阿部 直也		
5	理事	ニシオ ユキコ	無	
		西尾 由紀子		
6	理事	アライ マサヒデ	無	
		新井 正秀		
7	理事	イザキ マサル	無	
		磯崎 勝		
8	理事	イトウ ヒトシ	無	
		伊藤 仁		
9	理事	イヤマ ヨシアキ	無	
		稲山 嘉明		
10	理事	イマイ ヒロキ	無	
		今井 宏樹		

	役名	(フリガナ)	報酬の有無	役職名等
		氏名		
11	理事	オハラ タツル	無	
		大原 樹		
12	理事	ガザ マ アキオ	無	
		風間 暁男		
13	理事	カウ カズヨシ	無	
		加藤 一喜		
14	理事	カイ マコ	無	
		川井 麻衣子		
15	理事	クサリ ヒロチカ	無	
		草苅 宏有		
16	理事	コンナイ カツキ	無	
		近内 勝幸		
17	理事	サジ ハルヤ	無	
		佐治 晴哉		
18	理事	シマダ ナキ	無	
		島田 直樹		
19	理事	タカハシ ミキコ	無	
		高橋 美紀子		
20	理事	ナカムラ タシ	無	
		仲村 武		
21	理事	ノムラ ヒロキ	無	
		野村 弘行		
22	理事	フジイ サシ	無	
		藤井 誠志		
23	理事	マスキ ヨウヘイ	無	
		眞杉 洋平		
24	理事	マツシマ タシ	無	
		松島 隆		
25	理事	マツナガ タツヤ	無	
		松永 竜也		

	役名	(フリガナ)	報酬の有無	役職名等
		氏名		
26	理事	モリ ユウジ	無	
		森 裕二		
27	理事	モリノ アキヒロ	無	
		森下 明博		
28	理事	ヨコセ トモキ	無	
		横瀬 智之		
29	理事	ヨシダ ツトム	無	
		吉田 功		
31	監事	ジヨウボウ ウ トシコ	無	
		上坊 敏子		
32	監事	イシワ ヒトミ	無	
		石渡 仁深		

特定非営利活動法人神奈川県臨床細胞学会設立趣旨書

細胞診の歴史は1928年のパパニコロウ博士の研究報告に始まり、今日では、婦人科領域、外科領域、内科領域、病理・病態領域、歯科領域など幅広い領域をカバーしています。特に、がん検診の実施手段として細胞診は非常に有用であり、子宮頸がん検診、子宮体がん検診、肺がん検診、乳がん検診に用いられています。なかでも、その長い歴史から、頸がん検診は子宮頸癌による死亡率の減少に多大な成果を挙げています。

本会は、臨床細胞学・細胞診断学の学術研究とその成果を実地臨床に応用することを推進する専門学会である日本臨床細胞学会の神奈川県支部として1982年に発足し、2003年に日本臨床細胞学会が特定非営利活動法人となったことを機に、神奈川県臨床細胞学会として独立し、今日に至ります。

この間、年に1回学術集会を開催し、2025年には42回目の学術集会を開催いたしました。その他にも、細胞診従事者研修会、細胞検査士を対象とした研修会、専門医目指す医師のための研修会をそれぞれ開始し、神奈川県における臨床細胞学の発展に寄与してまいりました。

今後も神奈川県における斯学の発展、細胞診の普及を図るためには、本学会としてもより透明性の高い運営が求められることから、特定非営利活動法人化すべきとの結論に達し、これまで得られた知見・知識を広く国民、県民の方々に還元するとともに、会員相互および関連学会等と連携して細胞診研究の進歩発展を図り、もって人類の福祉に貢献することを目的として、これまでの神奈川県臨床細胞学会を発展的に解消し、ここに特定非営利活動法人神奈川県臨床細胞学会を発足させることといたしました。

2026年 3月 2日

氏 名 宮城 悦子

令和7年度

事業計画書

特定非営利活動法人神奈川県臨床細胞学会

1 事業実施の方針

神奈川県における臨床細胞学の発展と普及を図るために、以下の事業を実施する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用 0 千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
臨床細胞学に関する学術集会、セミナー、講演会等の開催	神奈川県臨床細胞学会学術集会（準備中）	未定	未定	10人	会員及び臨床細胞診に関心を持つ、医師・技師・一般市民	200人	0
臨床細胞学に関する学術集会、セミナー、講演会等の開催	生活習慣病従事者研修会（準備中）	未定	未定	10人	会員及び臨床細胞診に関心を持つ、医師・技師・一般市民	50人	0
臨床細胞学に関する学術集会、セミナー、講演会等の開催	医師研修会（準備中）	未定	未定	10人	会員及び臨床細胞診に関心を持つ、医師・技師・一般市民	50人	0
臨床細胞学に関する学術集会、セミナー、講演会等の開催	検査士研修会（準備中）	未定	未定	10人	会員及び臨床細胞診に関心を持つ、医師・技師・一般市民	50人	0
会誌、図書、ホームページ等による臨床細胞診に関する情報提供	ホームページの運営（準備中）	通年	学会事務局	2人	会員及び臨床細胞診に関心を持つ、医師・技師・一般市民	700人	0
会誌、図書、ホームページ等による臨床細胞診に関する情報提供	学会誌の発行（準備中）	通年	学会事務局	10人	会員及び臨床細胞診に関心を持つ、医師・技師・一般市民	700人	0

令和8年度

事業計画書

特定非営利活動法人神奈川県臨床細胞学会

1 事業実施の方針

神奈川県における臨床細胞学の発展と普及を図るために、以下の事業を実施する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用 5,640 千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
臨床細胞学に関する学術集会、セミナー、講演会等の開催	神奈川県臨床細胞学会学術集会	年1回	神奈川県内	10人	会員及び臨床細胞診に関心を持つ、医師・技師・一般市民	200人	3,000
臨床細胞学に関する学術集会、セミナー、講演会等の開催	生活習慣病従事者研修会	年1回	神奈川県内	10人	会員及び臨床細胞診に関心を持つ、医師・技師・一般市民	50人	400
臨床細胞学に関する学術集会、セミナー、講演会等の開催	医師研修会	年1回	神奈川県内	10人	会員及び臨床細胞診に関心を持つ、医師・技師・一般市民	50人	200
臨床細胞学に関する学術集会、セミナー、講演会等の開催	検査士研修会	年1回	神奈川県内	10人	会員及び臨床細胞診に関心を持つ、医師・技師・一般市民	50人	100
会誌、図書、ホームページ等による臨床細胞診に関する情報提供	ホームページの運営	通年	学会事務局	2人	会員及び臨床細胞診に関心を持つ、医師・技師・一般市民	700人	240
会誌、図書、ホームページ等による臨床細胞診に関する情報提供	学会誌の発行	通年	学会事務局	10人	会員及び臨床細胞診に関心を持つ、医師・技師・一般市民	700人	1,700

令和7年度 活動予算書

特定非営利活動法人神奈川県臨床細胞学会

(単位：円)

科	目	金額	小計・合計
(A)	経常収益		
1	受取会費 医師会員受取会費 検査士会員受取会費		0
2	受取寄附金 受取寄附金 施設等受入評価益		0
3	受取助成金等 受取補助金		0
4	事業収益 事業収益 事業収益		0
5	その他の収益 受取利息		0
	経常収益計		0
(B)	経常費用		
1	事業費 (1) 人件費 給料手当 役員報酬 退職給付費用 福利厚生費 (2) その他経費 会議費 旅費交通費 施設等評価費用 減価償却費 印刷製本費		0
	事業費計		0
2	管理費 (1) 人件費 役員報酬 給料手当 退職給付費用 福利厚生費 (2) その他経費 消耗品費 水道光熱費 通信運搬費 地代家賃 旅費交通費 減価償却費		0
	管理費計		0
	経常費用計		0
	当期経常増減額 【A】 - 【B】 ……①		0
(C)	経常外収益 固定資産売却益 過年度損益修正益		
	経常外収益計		0
(D)	経常外費用 固定資産売却損 災害損失 過年度損益修正損		
	経常外費用計		0
	当期経常外増減額 【C】 - 【D】 ……②		0
	税引前当期正味財産増減額 ①+② ……③		0
	法人税、住民税及び事業税 ……④		
	前期繰越正味財産額 ……⑤		
	次期繰越正味財産額 ③-④+⑤		0

令和8年度 活動予算書

特定非営利活動法人神奈川県臨床細胞学会

(単位：円)

科	目	金額	小計・合計
【A】 経常収益			
1 受取会費			12,250,000
医師会員受取会費	750,000		
検査士会員受取会費	1,500,000		
入会金（任意団体神奈川県臨床細胞学会会員）	10,000,000		
2 受取寄附金			0
3 受取助成金等			20,000
子宮の日助成金（日本臨床細胞学会）	20,000		
4 事業収益			3,405,000
会誌広告料	50,000		
会誌別刷代	50,000		
抄録利用料（医中誌）	5,000		
学術集会収入	3,000,000		
生活習慣病従事者研修会参加費収入	20,000		
生活習慣病従事者研修会委託金（神奈川県より）	100,000		
医師研修会参加費	100,000		
検査士研修会参加費	60,000		
検査士研修会補助金（健康財団より）	20,000		
5 その他の収益			0
受取利息	0		
経常収益計			15,675,000
【B】 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			0
(2) その他経費			5,870,000
印刷製本費	1,400,000		
会議費	2,800,000		
旅費交通費	100,000		
交際費	200,000		
会場費	600,000		
諸会費	470,000		
通信費	300,000		
事業費計			5,870,000
2 管理費			
(1) 人件費			60,000
事務局事務員謝礼	60,000		
(2) その他経費			1,190,000
業務委託費（クバプロ）	400,000		
ホームページ維持管理費用	240,000		
役員会開催経費	50,000		
通信費	20,000		
学会誌発送費	400,000		
事務用品費	20,000		
振込手数料	10,000		
予備費	50,000		
管理費計			1,250,000
経常費用計			7,120,000
当期経常増減額【A】－【B】・・・①			8,555,000
【C】 経常外収益			
固定資産売却益	0		
過年度損益修正益	0		
経常外収益計			0
【D】 経常外費用			
固定資産売却損	0		
災害損失	0		
過年度損益修正損			
経常外費用計			0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②			0
税引前当期正味財産増減額①+②・・・③			8,555,000
法人税、住民税及び事業税・・・④			
前期繰越正味財産額・・・⑤			
次期繰越正味財産額③－④+⑤			8,555,000